

給水装置工事助成金事務 取扱要領

1. 趣旨

この取扱要領は、給水装置工事助成金要綱（平成 19 年 1 月 1 日）（以下「要綱」とする。）に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

2. 助成金の対象

要綱第 3 条に規定されている助成金の対象工事とは、具体的には以下の工事が対象となる。ただし、3～6 階直結直圧・直結増圧給水されたマンション等の集合住宅・業務用ビル、過去に助成金の支給を受けた建物は助成の対象外となる。

(1) 老朽給水管改良工事助成金

次のいずれかに該当する工事

- ・給水装置で赤水及び出水不良の状態にある老朽した給水管の引替工事
- ・「お客様費用負担範囲」の給水装置で漏水修繕が困難な老朽した給水管、鉛管の引替工事

(2) メーター整理工事助成金

水道メーターの検針もしくは取替が不能又は困難なものの解消をはかる工事の内、次のいずれかに該当する工事

- ・伸縮機能の無いメーター装置を現行基準のメーター装置に取替える工事
- ・「修繕を無料とする範囲」の漏水修繕が困難な老朽した給水管の引替え工事に伴う移設工事
- ・門扉内等敷地の奥にあったメーターを検針に支障のない門扉外に移設する工事
- ・負担金統合工事等にあわせてメーターを道路側に移設する工事

(3) 副止水栓設置工事助成金

現在まだ副止水栓が設置されていない既設メーター装置（昭和 41 年 10 月以前に給水工事を行った装置が大部分）で、メーター口径が 13～40mm であるものに逆止弁付副止水栓を新設する工事。ただし、既設メーター装置周辺の鉛管部分は撤去し、ビニル管に布設替えのうえ、副止水栓を設置すること。

※ 屋内漏水等の緊急時に使用者が自主閉止できるなど、使用者の自主管理を促すことで寒波等の災害による被害の拡大を防ぐことを目的とする)

3. 助成金額の対象戸数

助成金の対象となる戸数は、メーター戸数とする。